

## 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について（阪神米穀株式会社）

農林水産省は、阪神米穀株式会社（法人番号：8140001070046）から提出された「事業再編計画」について本日付けで認定を行いました。

### 1. 事業再編計画の概要

阪神米穀株式会社は、広島県東部食糧協同組合から尾道精米工場等の資産を譲り受け、精米工場の設備を更新し、精米製造体制の合理化及び精米の品質向上を図ります。これにより、尾道精米工場を拠点に、中国四国地域・九州地域へ事業を拡大するとともに、原料となる国産米の調達量の拡大や生産者との玄米仕入の複数年契約の拡大を通して、生産者の経営安定・発展につなげることを目指します。

### 2. 事業再編計画の認定

阪神米穀株式会社から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、本日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、不動産所有権の移転登記に係る登録免許税の軽減及び設備投資に対する減価償却の特例を受けることが可能になります。

#### （参考）農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

### 3. 事業再編計画の実施期間

開始時期：平成31年2月28日～終了時期：平成35年3月31日

### 4. 申請者の概要

名称：阪神米穀株式会社  
資本金：1億円  
代表者：代表取締役社長 田中隆  
所在地：兵庫県西宮市西宮浜4-1-15

#### <添付資料>

[阪神米穀株式会社の事業再編計画の概要\(PDF：210KB\)](#)

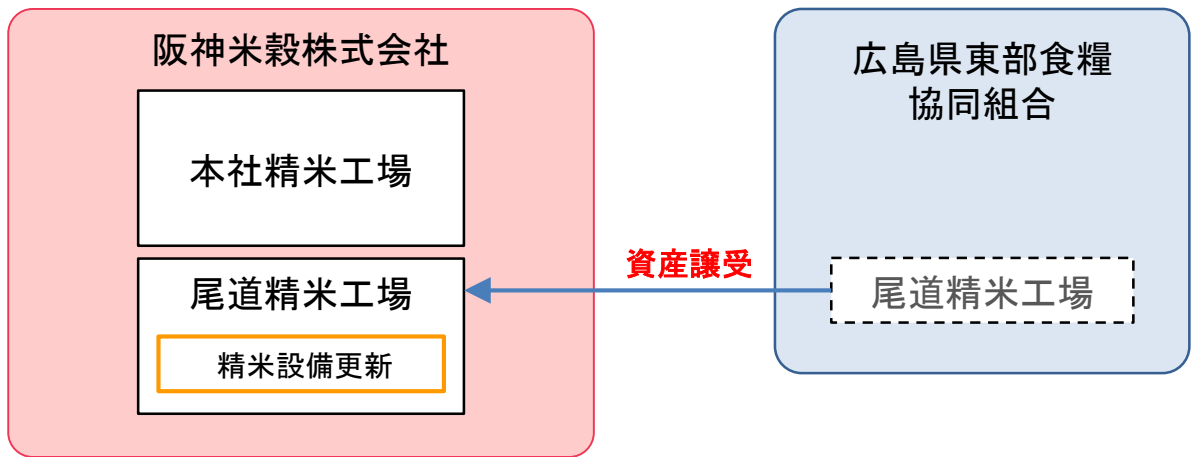
[認定事業再編計画の内容の公表\(PDF：148KB\)](#)

【お問合せ先】  
政策統括官付穀物課米麦流通加工対策室  
担当者：田口、吉田  
代表：03-3502-8111（内線4779）  
ダイヤルイン：03-6744-1392  
FAX：03-6744-2523

## 阪神米穀株式会社の事業再編計画の概要

阪神米穀株式会社は、広島県東部食糧協同組合から尾道精米工場等の資産を譲り受け、精米工場の設備を更新し、精米製造体制の合理化及び精米の品質向上を図ります。これにより、尾道精米工場を拠点に、**中国四国地域・九州地域へ事業を拡大**するとともに、**原料となる国産米の調達量の拡大**や**生産者との玄米仕入の複数年契約の拡大**を通して、生産者の経営安定・発展につなげることを目指します。

### 【事業再編の概要】



- ・ 精米製造体制の合理化及び精米の品質向上を図る
- ・ 委託精米分を自社精米へ切り替え流通を合理化
- ・ 中国四国地域、九州地域へ事業拡大

#### 【支援措置】

- ・ 登録免許税の軽減
- ・ 設備投資に係る割増償却

### 事業再編計画の主な内容

#### 【農産物流通等の合理化】

- 原料の国産米調達量を35,000トンから40,000トンに拡大
- 生産者との複数年契約数量を13,000トンから22,000トンに拡大

【生産性の向上】従業員一人当たり付加価値額を5%向上

【計画の実施時期】平成31年2月28日～平成35年3月31日

【労務に関する事項】広島県東部食糧協同組合からの転籍5名

#### 様式第四（第6条関係）

##### 認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日  
平成 31 年 2 月 27 日
2. 認定事業再編事業者名  
阪神米穀株式会社
3. 認定事業再編計画の目標
  - (1) 事業再編に係る事業の目標  
広島県東部食糧協同組合から尾道精米工場等の資産を譲り受け、精米工場の設備を更新し、製造体制の合理化及び精米の品質向上を図る。
  - (2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標
    - ① 農産物流通等の合理化に関する数値目標  
広島県東部食糧協同組合から尾道精米工場を譲り受け、尾道精米工場の老朽化した設備を廃棄し、新たに最新の設備を導入することにより、精米製造体制の合理化及び精米の品質向上を図る。これにより、精米製造量を平成 29 年度の 26,000 トンから平成 34 年度には 30,000 トンに増加させ、国産米調達量を平成 29 年度の 35,000 トンから平成 34 年度には 40,000 トンに増加させる。更に、生産者との複数年契約量を平成 29 年度の 13,000 トンから平成 34 年度には 22,000 トンに増加させ、長期安定した仕入の拡大を図る。  
これらの取組により、生産者の経営安定・発展に寄与する。
    - ② 生産性の向上を示す数値目標  
生産性の向上に関しては、平成 29 年度に比べて、平成 34 年度には、従業員一人当たりの付加価値額の値を 5 % 向上させる。
    - ③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標  
財務内容の健全性に関しては、平成 34 年度において有利子負債はキャッシュフローの 10 倍以内、経常収支率は 100% を超える。
4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容
  - (1) 事業再編に係る事業の内容
    - ① 計画の対象となる事業  
米穀卸売事業
    - ② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容  
(事業の構造の変更)  
広島県東部食糧協同組合より精米工場及び低温倉庫の土地、建物及び機械設備等の譲受け  
  
(事業方式の変更)  
広島県東部食糧協同組合より、尾道精米工場、低温倉庫等の資産を譲り受けるとともに、広島県東部食糧協同組合の精米製造に携わる職員を阪神米穀株式会社へ転籍し、他社への精米委託から自社精米化を進め、流通の合理化を図る。更に、尾道精米工場の老朽化した石拔機、白米精選機等を廃棄し、新たに最新の石拔機、白米精選機、色彩選別機等を導入することにより、本社精米工場が取得している精米 HACCP 及び ISO9001 を尾道精米工場も取得し、精米の品質の向上及び生産体制の強化を図る。
  - (2) 事業再編を行う場所の住所  
尾道精米工場 広島県尾道市西藤町字志村 75-70

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項  
該当なし。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容  
別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成 31 年 2 月 28 日

終了時期：平成 35 年 3 月 31 日

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

広島県東部食糧協同組合より阪神米穀株式会社へ 5 名転籍。

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

| 措置事項                |                                                             | 実施する措置の内容及びその実施する時期                                                                                                                                                                                                                        | 期待する支援措置                                                           |
|---------------------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 規則第 1 条第 1 項の要件     |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                    |
|                     | 三 資産の譲受け                                                    | 譲り受ける資産の内容：<br>精米工場及び低温倉庫の土地、家屋及び機械設備等（広島県尾道市西藤町字志村 75-70）<br>土地：6,073.01 m <sup>2</sup><br>家屋：2,528.47 m <sup>2</sup><br>譲り受ける資産の価額：160 百万円<br>譲受期日：平成 31 年 2 月 28 日                                                                      | 租税特別措置法第 80 条第 4 項第 4 号（事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産所有権の移転登記に係る登録免許税の軽減） |
| 法第 2 条第 5 項第 2 号の要件 |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                    |
|                     | 農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農産物の生産又は販売の効率化 | 広島県東部食糧協同組合より、尾道精米工場、低温倉庫等の資産を譲り受けるとともに、広島県東部食糧協同組合の精米製造に携わる職員を阪神米穀株式会社へ転籍し、他社への精米委託から自社精米化を進め、流通の合理化を図る。更に、尾道精米工場の老朽化した石拔機、白米精選機等を廃棄し、新たに最新の石拔機、白米精選機、色彩選別機等を導入することにより、本社精米工場が取得している精米 HACCP 及び ISO9001 を尾道精米工場も取得し、精米の品質の向上及び生産体制の強化を図る。 | 租税特別措置法第 46 条の 2（認定事業再編計画に基づく事業再編促進設備への投資に関する割増償却）                 |